

# 消費生活センターだより

第5号  
平成27年1月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

## 平成26年旭市消費生活センター『10大ニュース』

消費生活センターでは、消費生活に関する苦情や問い合わせに対応する相談事業のほか、消費者教育・啓発事業、多重債務者への支援などを行っています。昨年一年間の主な事業を10大ニュースにまとめました。

1位	消費者庁阿南久長官(当時)が消費生活センターを視察、市長と懇談(2月)
2位	消費生活相談体制強化 相談員を平日2名配置し迅速・丁寧な対応に(4月)
3位	消費生活サポーター制度発足 市民と行政の協働で消費者被害を防ぐ(8月)
4位	消費者庁モデル事業(高齢消費者二次被害防止)「録音予告機能付き通話録音装置」の設置 「怪しいセールス電話が減った」という利用者の声(～3月まで)
5位	夜間多重債務相談で「心の健康相談」をあわせて実施 さまざまな相談機会の提供
6位	平成25年度の相談で70歳以上の相談件数が急増 前年度比65%増
7位	国保旭中央病院で多重債務・生活支援相談会を実施 各分野の専門家と連携
8位	平成25年度の新規受付相談件数が433件に 前年度比24.8%増
9位	平成25年度の被害未然防止額が「約1億2千万円」に
10位	消費生活センターだより発行

## 『週末出張消費生活相談会』を開催しています

毎月第2土曜日に消費生活相談員が地域に出向いて相談を受け付けています。「仕事で平日は相談に行けない」「週末に家族と一緒に相談したい」という方におすすめです。契約トラブル、借金問題、心配ごとなど気軽に相談してください。「気になっていることがあるけれど相談を迷っている」という方もぜひ利用してください。相談は面談により受け付け、電話相談は行いません。予約は不要ですので直接会場にお越しください。



2月

2月14日(土) 午前10時～午後4時  
ショッピングセンターサンモール  
2階特設ブース

3月

3月14日(土) 午前9時～午後4時  
いいおかユートピアセンター

## 消費生活センターの相談対応

相談を受けるのは消費生活の専門資格を持つ相談員です。契約内容や勧誘の状況などをくわしく聴き取り、問題点を整理します。解決に向けて交渉方法の助言や、必要な情報を提供します。状況に応じて事業者とのあっせんも行っています。1回の相談で解決しない場合は継続して交渉していきます。弁護士などの専門家と連携し消費者を支援しています。

☞裏面の[こんな相談がありました～運転免許証・健康保険証の紛失～]をご覧ください

## こんな相談がありました No.5 ～運転免許証・健康保険証の紛失～



Q

運転免許証と健康保険証を入れた財布を紛失してしまった。誰かが悪用してサウ金などから借金をしたりしないか不安だ。どうしたらよいか。

A



運転免許証や健康保険証を紛失したときは、すぐに警察署と健康保険証の発行元に届け出をしましょう。届け出によって万一悪用された場合に本人の使用ではないことを示すことができます。もし、消費者金融などから身に覚えのない請求があった場合は無視したりしないで消費生活センターに相談してください。

また、金融機関などが加盟する信用情報機関の『本人申告制度』を利用することで悪用の予防が期待できます。

本人申告制度とは、運転免許証などの紛失や盗難に遭ったことなどを個人情報信用情報機関に登録して、その機関の加盟会社が貸し付けの審査をより慎重に行うことができるようにする制度です。登録の方法など詳しいことは消費生活センターにお問い合わせください。

### [代表的な個人信用情報機関]

株式会社シー・アイ・シー（クレジット系） 0570-666-414

10時～12時 13時～16時（土日祝日・年末年始を除く）

株式会社日本信用情報機構（消費者金融系） 0570-055-955

10時～12時 13時～16時（土日祝日・年末年始を除く）

全国銀行個人信用情報センター（銀行系） 0120-540-558

9時～12時 13時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

※登録には手数料がかかります。

### 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター  
旭市二の5127（旭市青年の家1階）  
月曜日～金曜日（平日）  
午前9時～午後4時  
電話 62-8019・63-7272  
相談方法：電話または来所による面談

